

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

大地震後の都民生活の再建と都市の復興を速やかに進めるため、都では平成9年5月に「東京都都市復興マニュアル」を、また平成10年1月に「東京都生活復興マニュアル」を作成した。さらに、平成15年3月には、阪神・淡路大震災の検証、両マニュアルの策定後の状況変化を踏まえ充実を図った上で、二つのマニュアルを統合し、行政向けの「復興施策編」（令和3年3月改訂）と都民向けの「復興プロセス編」（平成28年3月改訂）の2部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」を作成し、迅速かつ円滑に都市復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。本市では、このマニュアルを踏まえ、復興体制等の整備を図る。

復興の基本的な考え方は、以下のとおりである。

第1節 復興の基本的考え方

- 1 清瀬市に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 2 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。
- 3 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 4 清瀬市の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」の再建とする。

(1) 生活復興

市民の暮らしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

ア 生活復興の目標

- (ア) 第一の目標は、被災者の暮らしを1日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (イ) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

イ 生活復興の推進

- (ア) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (イ) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

(2) 都市復興

ア 都市復興の理念

清瀬市が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組む必要がある。そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。

- (ア) 安全でゆとりある都市
- (イ) 世界中の人から選択される都市
- (ウ) 持続的な発展を遂げる都市
- (エ) 共助、連携の都市

イ 都市復興の目標

「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」

- ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。
- ・これは、都市復興後、再び本市が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合わせて、高度に成熟し、世界中の人々から選択される都市を目指す決意を示すものである。

(3) 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と住民間の復興のあり方に関する合意が必要である。そのため、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域の組織がある場合はそれが母体とし、無い場合は新たな組織づくりを行う必要がある。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」、「行政主導による復興」、「地域力を活かした地域協働復興」等のパターンが考えられる。

第2章 復興本部

第1節 復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

本部は、被災後、1週間程度を目途に設置するものとして、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の目標、指針等を市民に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興本部の関連組織

- 1 本部に本部長(市長)、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部員は、庁議の構成員とする。
- 3 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- 4 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することとする。

第4節 復興本部における各部等の分掌事務

1 各部等の分掌事務

部(統括班)	課(班)	分 掌 事 務
総務部 (統括班)	防災防犯課班 職員課班 総務課班 建築管財課班 DX推進課班	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の確保に関すること ・復興に係る人事計画、服務に関すること ・職員の公務災害補償に関すること ・被災者総合相談所等における情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること ・震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること ・災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること ・東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること ・防災会議に関すること
議会事務局班 選挙管理委員会事務局班 監査委員事務局班		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡に関すること ・他自治体からの応援要員の対応に関すること ・部内及び他部との連絡調整に関すること
企画部 (統括班)	未来創造課班 シティプロモーション課班 財政課班 男女共同参画センター班	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること ・震災復興本部会議の設置・運営に関すること ・震災復興基本方針及び計画の策定に関すること ・震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること ・震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること ・生活復興期の市民活動との連携に関すること ・市民生活の再建状況等の把握に関すること ・復興に係る広報及び広聴に関すること ・被災者総合相談所の設置・運営に関することの調整 ・報道機関との連絡に関すること ・復興の記録に関すること ・復興関係の予算に関すること ・復興に係る財政計画に関すること ・復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること ・復興基金の協議等に関すること ・町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること ・外国人への支援に関すること
会計課班		<ul style="list-style-type: none"> ・部内及び他部との連絡調整に関すること ・被災女性のメンタルヘルスに関すること ・被災女性への支援に関すること ・部内及び他部との連絡調整に関すること

<p>市民環境部 (統括班)</p>	<p>市民課班 市税課班 徴収課班 環境課班 産業振興課班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況等の把握に関する事 ・所管施設の再建及び再開に関する事 ・震災後の税収見込みにに関する事 ・復興に係る税制の調査研究に関する事 ・課税、減税等の措置に関する事 ・家屋・住家の被害調査に関する事 ・り災証明に関する事 ・市税の徴収猶予に関する事 ・市内産業、所管施設の被害状況等の把握に関する事 ・共同仮設工場・店舗の設置・提供に関する事 ・施設の再建のための金融支援に関する事 ・雇用の維持に関する事 ・消費生活相談に関する事 ・がれき等の処理に関する事 ・部内及び他部との連絡調整に関する事
<p>福祉・子ども部 (統括班)</p>	<p>福祉総務課班 生活福祉課班 障害福祉課班 子育て支援課班 子ども家庭支援センター班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活実態調査(兼地域福祉需要調査)に関する事 ・災害援護資金の貸付けに関する事 ・災害弔慰金等の支給に関する事 ・被災者生活再建支援金の支給に関する事 ・義援金品の配分に関する事 ・福祉施設への一時入所の実施に関する事 ・在宅福祉サービス体制の整備に関する事 ・生活保護に関する事 ・被災幼児のメンタルヘルスケアに関する事 ・被災幼児への支援に関する事 ・災害復興公営住宅等への巡回相談等に関する事 ・所管施設の被害状況等の把握に関する事 ・所管施設の再建及び再開に関する事 ・部内及び他部との連絡調整に関する事
<p>生涯健康部 (統括班)</p>	<p>健康推進課班 保険年金課班 介護保険課班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事 ・介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事 ・医療機関の復旧状況に関する情報提供に関する事 ・仮設診療所の設置に関する事 ・防疫活動の実施に関する事 ・被災住民の健康管理に関する事 ・被災住民のメンタルヘルスケアに関する事 ・食品・飲料水の安全確保に関する事 ・公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関する事 ・所管施設の被害状況等の把握に関する事 ・所管施設の再建及び再開に関する事 ・部内及び他部との連絡調整に関する事

<p>教育部 (統括班)</p>	<p>教育総務課班 教育指導課班 生涯学習スポーツ課班 図書館班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校等教育・社会教育施設等の被害状況の調査に関する事 ・市立学校等教育・社会教育施設等の再建及び再開に関する事 ・所管施設の被害状況等の把握に関する事 ・所管施設の再建及び再開に関する事 ・市立学校における授業の再開に関する事 ・小・中学校の被災児童・生徒への支援に関する事 ・小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持に関する事 ・小・中学校の被災児童・生徒のメンタルヘルスケアに関する事 ・学校備品、教材教具等の整備に関する事 ・文化財の復旧支援に関する事 ・東京都教育庁及び学校との連絡に関する事 ・部内及び他部との連絡調整に関する事
<p>都市整備部 (統括班)</p>	<p>都市計画課班 道路交通課班 水と緑と公園課班 下水道課班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの復旧・復興状況の把握に関する事 ・地域別復興まちづくり方針及び計画の策定に関する事 ・第1次・第2次建築制限に関する事 ・復興まちづくり方針計画等の策定に関する事 ・時限的市街地の配置計画と建設・運営に関する事 ・用地の確保・調整に関する事 ・応急仮設住宅の用地確保に関する事 ・宅地の応急危険度判定に関する事 ・住宅の応急危険度判定に関する事 ・応急的な住宅（一時提供住宅、応急仮設住宅）の供給・管理に関する事 ・市営住宅等の供給・管理に関する事 ・民間住宅に対する住宅再建支援・協力に関する事 ・民間賃貸住宅入居者に対する支援・協力に関する事 ・マンション建替え・補修に対する協力に関する事 ・応急仮設住宅建設への協力に関する事 ・被災建築物の復旧相談に関する事 ・ライフラインの復旧状況の把握に関する事 ・道路障害物(主に道路占有物件及び車両)の除去に関する事 ・道路等の復興事業に関する事 ・公園施設の復興事業に関する事 ・公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事 ・部内及び他部との連絡調整に関する事

2 関連組織の分掌事務

機 関 名	分 掌 事 務
清 瀬 消 防 署	<ol style="list-style-type: none">1 震災復興に係る火災その他の災害予防、警戒及び防御ならびに救急に関すること2 危険物施設等の機能回復に関すること3 震災復興に係る消防についての市民相談体制の整備に関すること4 前3号に掲げるもののほか、震災復興に係る消防に関すること

第3章 震災復興計画の策定

市長は、震災発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針(清瀬市震災復興基本方針)を策定するとともに、被災後6か月を目途に震災復興計画を策定する。

なお、東京都の基本方針、震災復興計画等と整合を図るものとする。(国が、大規模災害からの復興に関する法律に基づき復興基本方針を定めた場合には、市の震災復興計画を復興法第10条に基づく復興計画として位置付け、国の震災復興基本方針及び都の復興方針に即して定めるものとする。)

第1節 震災復興基本方針の策定

- 1 市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、都と協議しながら「清瀬市震災復興基本方針」を定める。
- 2 震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。
 - (1) 暮らしの早い再建と安定
 - (2) 安全で快適な生活環境づくり

第2節 震災復興計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

第3節 特定分野計画の策定

- 1 生活復興
 - (1) 住宅の復興

市は、住宅復興のための施策として、個人や企業の自力による復興を基本としつつ、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」などにより、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、都と連携して、できるだけ多様な住宅対策を講じる。
 - (2) 暮らしの復興

市は、都が、暮らしの復興を早期に実現するため、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じることについて、協力する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

2 都市復興

(1) 都市の復興

市は、都と調整を図りながら、主要インフラや土地利用、建築制限等について、都市計画マスタープランに基づき、「復興まちづくり方針」と「地域別復興まちづくり方針」を策定する。

また、策定した方針を具現化する「復興まちづくり計画」と「地位別復興まちづくり計画」を策定する。

(2) 産業の復興

市は、震災からの産業の復興にあたって、都と連携しながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安全など、総合的な対策を講じる。

第4節 復興計画の策定手順及び期間

復興計画の策定手順及び期間は、基本的に以下のとおりとする。

- ① 本部長は、震災復興計画検討委員会を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- ② 本部長は、震災復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、震災復興計画を策定し、公表する。

震災復興計画策定までの流れ
○震災復興基本方針の決定
○震災復興計画検討委員会開催
○災害復興計画の基本理念等決定
○財政計画の調整
○震災復興計画の原案策定
○市民への提示及び意見集約
○特定分野計画との調整
○東京都震災復興計画との調整
○震災復興計画、特定分野計画策定公表

第5節 被災者総合相談所の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、東京都や関係機関との連携・協力により、福祉をはじめとする数多くの行政分野を網羅する被災者総合相談所を必要に応じ、設置する。

